

◆ 令和7年度 西東京市保育所・地域型保育事業利用案内 ◆

1. 保育所等利用中の手続きについて

(1) 家庭状況等の変更手続き

保育所利用中に保護者の方が転職や退職、育休に入る場合など、家庭状況に変更があった場合は「認定変更申請（届出）書兼家庭状況変更届」（書式⑫）（以下「変更届」）に変更事項を記入のうえ、必ず状況変更が生じる日付より前に必ず、幼児教育・保育課へご提出ください。（公立・私立保育所をご利用の場合は、保育園経由で提出が可能です。）

変更届提出後、後日、変更の事由を証明する書類（例えば、転職の場合は就労証明書）の提出をお願いします。必ず変更届を事前に提出いただき、必要書類を追加提出してください。

※認定や保育必要量の変更等は、届出の日より遡っての適用はできません。

(2) 長期休所

保育所等利用中のお子さん（以下「利用児童」）または保護者の方が、疾病・出産等の理由で1か月以上続けてお休みする場合は、必ず「休所届」を提出してください。

① 休所可能期間

- ・ 利用児童の疾病又は利用児童を伴っての里帰り出産：3か月
- ・ その他の場合：2か月

※ 上記期間を過ぎて休所すると退所（園）になります。

② 利用者負担（保育料）の免除

利用児童または保護者の方の疾病で1か月以上続けてお休みされる場合、利用者負担額（保育料）の減免対象となります。減免申請書に医療機関の診断書等の証明書類が必要です。

休所期間（最長2か月間）のうち、1日が含まれる月の利用者負担（保育料）が免除（0円）となります。※里帰り出産は減免対象とはなりません。

③ 給食費の減免

給食費は保育園ごとに徴収していますので、園のルールに従って手続きしてください。

(3) 退 所

保育園を退所する場合は、退所月の10日までに「保育所等退所届」（書式⑬）を提出してください。退所届の提出が遅れた場合、1か月分の利用者負担を請求する場合があります。

(4) 市外へ転出

西東京市外へお引越される場合は、「保育所等退所届」（書式⑬）を転出する月の10日までにご提出ください。転出月末までに退所届が提出されない場合は、翌月分の利用者負担の納入義務が発生する場合がありますので、ご注意ください。転出後も継続して西東京市の保育所等の利用を希望する場合は、転出先の自治体で転出した月中に継続手続きが必要です。詳しくは幼児教育・保育課までお問合せください。

(5)育児休業の取得に伴う手続き

① 提出書類

- イ 認定変更申請（届出）書兼家庭状況変更届（書式⑫）
- ロ 就労〔予定〕証明書（育児休業取得証明書）（書式④）（育児休業取得証明として）
- ハ 教育・保育給付認定証

※ 「イ」及び「ハ」の書類は育児休業の開始前までにご提出ください。

② 保育期間

利用児童の保育期間は、育児休業の対象となるお子さん（以下「育休対象児」）が満1歳になる月の月末までとなります。復職することができれば、その間は継続して保育園に通園することができます。ただし、育休対象児が満1歳を迎える月までに保育所等の利用を申し込み、市による利用調整の結果、保育所等の利用ができていない場合は、満1歳6か月を迎える月の月末まで、さらに満1歳6か月を迎える月までに、保育所等が利用できない場合は満2歳を迎える月の月末までとなります（認証保育所等の認可外保育施設に入所している場合を除く）。

この期間を超えて育児休業を取得する場合は退所（園）となりますが、育休対象児が上記の期間の翌月以降に、利用児童が4歳児又は5歳児クラスに在籍している場合は、利用児童の卒園まで育児休業を取得し続けられる場合のみ、そのまま在園することができます。

③ 保育時間

育休中の利用児童の保育必要量は保育短時間となり、保育時間は1日最大8時間となります。

2.保育所等利用の注意について

(1)保育要件について

保育所等でお子さんをお預かりできる時間は、原則、証明書類等で確認できる保育が必要な要件（給付認定事由）の範囲になります。例えば、お仕事の時間以外や、保護者の勤務のない土曜日など、保育の要件（給付認定事由）以外の理由での利用はお断りすることがあります。

(2)求職活動の場合の保育期間

退職した翌日から数えて90日を迎える月の末日をもって保育実施期間は終了します。保育の必要事由が変更されているにも関わらず、変更手続きが著しく遅滞している、意図的に家庭状況の変更の手続きをしていない等の事実が発覚した際には、保育所等を退所（退園）していただくほか、保育に要した費用の公費負担を返還していただく場合がありますので、家庭状況の変更については速やかにお手続きください。

(3)自動車による通園について

西東京市の保育園では、自動車での保育園の送迎につきまして、禁止させていただいております（障害や疾病等の理由で園が特別に許可をした場合を除く）。保育所等には送迎のための駐車場がないほか、近隣の方のご迷惑になる場合があります。既にご理解、ご協力をいただいているところですが、改めて、徒歩、自転車又は公共交通機関による送迎をお願いします。

(4)災害時等の登園・お迎えの対応について

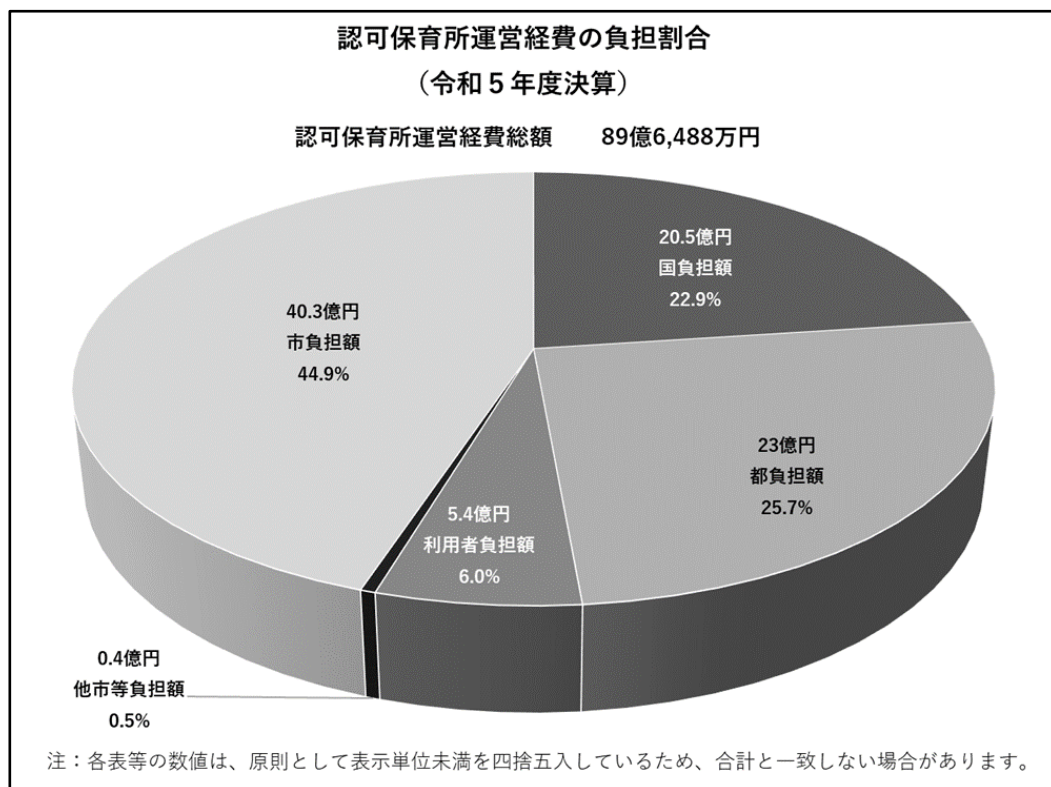
風水害や地震、またそれに伴う停電や公共交通機関の停止など予想されるときは、安全確保のため、登園の自粛や早めのお迎えをお願いする場合があります。また、警報の発令や鉄道の計画運休等が発表された際には開園時間の短縮や休園の措置をとる場合もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

3.利用者負担(保育料)について

(1)認可保育所等の運営にかかる経費と利用者負担額(保育料)

認可保育所等では、公立・私立を問わず、お子さんの年齢や世帯の収入に応じて、共通の基準で利用者負担額(保育料)をいただき、運営費にあてています。

保育所等の運営経費は、利用者負担額(保育料)のほか国・都の補助金や市の税収でまかなわれておりますが、下のグラフのとおり、運営経費の44.9%を市が負担している状況です。これは、保護者の負担を軽減するため、国が定める利用者負担額(保育料)の一部を市が負担しているほか、国基準を上回る保育の基準で運営しているためです。



入所児童一人あたりコスト	約 2 1 1 万円
入所児童一人あたりの保護者負担金（利用者負担（保育料））	約 1 3 万円
入所児童一人あたりの税金充当額	約 1 9 8 万円

利用者負担(保育料)は、保育所等運営の貴重な財源となっています。納期限内の納付をお願いします。また、利用者負担(保育料)の納付は口座振替をお願いしていますので、口座振替日に残額不足にならないよう、ご注意ください。

(2)幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化の実施により、3 歳児クラスから 5 歳児クラスの利用者負担（保育料）が無償化されました。また、0 歳児クラスから 2 歳児クラスにつきましては、引き続き利用者負担（保育料）のご納付が必要ですが、住民税非課税の世帯は保育料が無償となります。

※給食費や教材費、延長料などの実費については、無償化の対象となりません。

※無償化の対象となるのは、満 3 歳になって最初の 4 月以降です。年度の途中に満 3 歳を迎えても、クラス年齢は 2 歳児クラスのため、無償化の対象にはなりません。

※東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業拡充に伴う利用者負担（保育料）の無償化（減免）については、「(5)利用者負担(保育料)の多子軽減・減免について」をご確認ください。

<給食費の保育園での徴収について>

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、3～5 歳児クラスの給食費の徴収が開始されました。給食費は無償化の対象となりませんので、各施設ごとに徴収いたします。金額や徴収の方法につきましては、各施設のルールにてお支払いをお願いします。

<給食費の免除について>

以下のいずれかに該当する場合は、給食費の免除対象となります。

- ① 未就学児が保育施設等を 3 人以上利用しているうちの、3 番目以降の子
- ② 年収 360 万円未満相当〔市民税所得割額 57,700 円未満（ひとり親等の要保護世帯の場合 77,101 円未満）〕の世帯。

対象となる世帯につきましては、4 月と 9 月に市から免除決定の通知を送付いたします。

※保育園にて徴収する給食費や延長保育料に未納がある場合、園の運営に影響を与える場合があります。引き続き、期限内のご納付にご協力をお願いいたします。

(3)利用者負担(保育料)の額について

利用者負担（保育料）の額は世帯の市区町村民税の所得割額の合算額によって算出します。算定に使用する所得割額は、各年度 4 月～8 月の利用者負担については前年度分、9 月～3 月の利用者負担については当年度分の所得割額です。そのため、毎年度 4 月と 9 月に利用者負担額の切り替えを行います。

(4)利用者負担(保育料)の変更

結婚・離婚等による保護者又は世帯員変更、修正申告による住民税額変更等がある場合は、速やかに幼児教育・保育課にご報告ください。必要書類をご提出いただき、現年度内の利用者負担（保育料）を再計算いたします。利用者負担（保育料）の変更は申出があった翌月以降です。

- ① 保護者変更の場合…保護者又は世帯員変更を確認した月の翌月以降の利用者負担を変更
- ② 税額変更の場合…変更した税額が影響する月分すべて変更（現年度内に限る）

※3 歳児クラス以上の場合は、住民税額に応じて給食費の免除対象の変更がある場合がありますので、利用者負担（保育料）が無償の場合でもご報告をお願いいたします。

<ご注意ください>

利用者負担決定に必要な税額を証明する書類等の提出がない場合、利用者負担（保育料）の決定が遅くなり、決定した際に一括納付をお願いすることになりますのでご注意ください。また、幼児教育・保育課が求めた資料の提出が無い場合、最高額の利用者負担（保育料）が決定されますのでご注意ください。

利用者負担階層表

階層 区分	条件・市民税の所得割額		3号認定の子ども(3歳未満児)			
			保育標準時間認定		保育短時間認定	
			第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法による被保護世帯と里親が支給認定保護者である場合 ※被保護世帯とは、単給世帯・「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」による支援給付を受けている者を含む。		0	0	0	0
B1	A階層を除き、当該年度の特別区民税又は市町村民税（以下「区市町村民税」という。）の非課税世帯であって、次の区分に該当する世帯	要保護者等	0	0	0	0
B2		要保護者等を除く。	0	0	0	0
C	A階層を除き、当該年度分の区市町村民税の課税世帯であって、均等割のみ課税世帯		6,000	3,000	5,900	3,000
D1	A、B、C階層以外の世帯で、当該年度分の区市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	46,700未満	7,200	3,600	7,100	3,600
D2		46,700以上48,600未満	8,400	4,200	8,300	4,200
D3		48,600以上50,700未満	10,800	5,400	10,600	5,300
D4		50,700以上58,700未満	14,200	7,100	14,000	7,000
D5		58,700以上78,000未満	18,000	9,000	17,700	8,900
D6		78,000以上97,000未満	22,000	11,000	21,600	10,800
D7		97,000以上116,000未満	25,200	12,600	24,800	12,400
D8		116,000以上133,000未満	27,400	13,700	26,900	13,500
D9		133,000以上150,200未満	29,400	14,700	28,900	14,500
D10		150,200以上169,000未満	31,600	15,800	31,100	15,600
D11		169,000以上190,200未満	33,600	16,800	33,000	16,500
D12		190,200以上210,200未満	35,000	17,500	34,400	17,200
D13		210,200以上230,200未満	36,400	18,200	35,800	17,900
D14		230,200以上250,200未満	37,800	18,900	37,200	18,600
D15		250,200以上266,300未満	40,200	20,100	39,500	19,800
D16		266,300以上282,500未満	42,600	21,300	41,900	21,000
D17		282,500以上301,000未満	45,000	22,500	44,200	22,100
D18		301,000以上328,400未満	47,400	23,700	46,600	23,300
D19		328,400以上355,800未満	51,600	25,800	50,700	25,400
D20		355,800以上376,400未満	55,200	27,600	54,300	27,200
D21		376,400以上397,000未満	58,800	29,400	57,800	28,900
D22		397,000以上420,000未満	62,400	31,200	61,300	30,700
D23		420,000以上443,000未満	66,000	33,000	64,900	32,500
D24		443,000以上466,000未満	69,600	34,800	68,400	34,200
D25		466,000以上	73,200	36,600	72,000	36,000

注1 同一世帯から2人以上の児童が利用している場合の徴収金額は、年齢により第1子、第2子に区分された額となり、第3子以降の児童は無料となります。在園児のきょうだいが幼稚園・認定こども園等に通園している場合は、在園児の利用者負担額は第2子以降の額になります。

注2 幼児教育・保育の無償化の実施により、3歳児クラスから5歳児クラスの利用者負担（保育料）は0円になります。

注3 要保護者等に該当する世帯であって、利用者負担の算定に用いる市区町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の第1子の利用者負担額は一律2,600円です。

(5)利用者負担(保育料)の多子軽減・減免について

同一世帯で2人以上の児童が在園している場合の利用者負担(保育料)は、年齢により第1子、第2子に区分された金額となり、第3子以降の児童は無償となります。

なお、東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の拡充等に伴い、令和5年10月より0～2歳児までの第2子の利用者負担(保育料)が無償(減免)となります。

令和5年9月以前は第2子が半額、第3子以降が無償でしたが、第2子以降が無償となります。

①対象

該当のきょうだいが生計を一としていれば、年齢や同居の有無にかかわらず、減免の対象となります。別世帯に生計を一にするお子様の兄弟姉妹がいる場合や婚姻等を理由に同居している子どもの人数が変わった場合は、その旨を申請書に記載してください。

②手続き方法

住民税非課税の世帯以外は別途減免申請が必要です。該当する方は、書式⑱「教育・保育給付認定現況届出書・家庭状況調査書(継続用)」の「②多子世帯軽減事業減免の申請」の欄に記入してください。

(6)その他の減免・軽減制度について

上記以外の減免・軽減の制度につきましては、4月の利用者負担(保育料)決定通知に合わせてご連絡いたします。詳しくは、料金決定通知に同封する案内及び市ホームページをご確認ください。

参照先：トップページ>子育て・教育>保育園>保育サービスの利用について

>認可保育園等の利用者負担(保育料)について

(7)利用者負担(保育料)・給食費の滞納について

市では、保育料等の滞納に対して、納付の公平性を維持し、財源確保するため、督促状の送付や電話・訪問催告、財産調査、差押などの対応を行っています。また、一定以上の未納がある場合、徴収専門部署である債権回収対策係への債権引継ぎを行うほか、入所や転園審査における減点指数の適用を行います。保育園の継続的運営のため、納期内納付にご協力ください。保育料等のご納付が困難な場合は、幼児教育・保育課までご相談ください。

◎サムエル保育園分園、谷戸のびのび保育園分園にご入園の方へ◎

<3歳児以降の受入先について>

上記2園は2歳児クラスまでとなり、2歳児クラス卒園年度に注意点があります。

●サムエル保育園分園2歳児クラス

例年11月頃に行う意向調査に基づき、市内の認可保育園(サムエル保育園含む)へ移っていただくことになります。結果のご連絡は、例年2月上旬頃としています。

●谷戸のびのび保育園分園2歳児クラス

意向調査の上、谷戸のびのび保育園の3歳児クラスへ移行となります。他の園を希望する場合は、谷戸のびのび保育園に移行できず、新規申請と同様の手続きが必要となりますので、ご注意ください。